

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

訓 令 ○ 建設工事等発注事務に関するコンプライアンス規程	教 職 員 課	1頁
お知らせ ○ 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を 改正する規則	福 利 ・ 給 与 課	3頁
○ 教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示	教 育 財 務 課	3頁

訓 令

三重県訓令第1号
教委訓第1号
三重県企業庁訓令第1号

庁中一般及び地域機関
局中一般及び地域機関
庁中一般及び各事業所

建設工事等発注事務に関するコンプライアンス規程を次のように定める。

令和6年3月26日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之
三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸
三重県企業庁長 山 口 武 美

建設工事等発注事務に関するコンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、建設工事等の発注事務に関し、職員の綱紀保持に必要な事項及び事業者等から職員に対する不当な働きかけがあった場合の対応に必要な事項を定め、組織としての適切な対応を徹底するとともに、発注事務の公正性及び透明性の一層の向上を図ることにより、県民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事等

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに維持業務委託並びに測量、設計、調査及び工事監理に係る業務委託をいう。

(2) 発注事務

建設工事等の入札参加資格の審査、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約方法の選択、契約の相手方の決定、契約の締結、監督、検査、支払い並びに契約履行状況の確認及び評価その他の建設工事等の発注全般に係る事務をいう。

(3) 入札参加資格業者

建設工事等の入札の参加資格のある事業者（役員、使用人、代理人その他これに準ずる者を含む。）をいう。

(4) 事業者等

入札参加資格業者並びに知事部局、企業庁及び教育委員会事務局における建設工事等の発注事務について利害関係を有する者（「文書によらない要望等に関する取扱要領」に規定する一定の公職にある者等を除く。）をいう。

- (5) 職員
知事部局、企業庁及び教育委員会事務局に所属する職員をいう。
- (6) 発注事務担当職員
発注事務を担当する職員(決裁者及び決裁を受けるまでに審査する者を含む。)をいう。
- (7) 所属長
本庁の課長、地域機関及び事業所の長をいう。
- (8) 不当な働きかけ
発注事務に関し、職員に対する公正な職務の執行を損なうおそれのある次に掲げる要求行為をいう。
 - ① 事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為
 - ② 事業者等の受注又は非受注に関する要求行為
 - ③ 非公開又は公開前の予定価格、低入札価格調査の調査基準価格、最低制限価格又は総合評価における加算点(これらを推測できる金額、数値等を含む。以下「公開前の予定価格等」という。)に関する情報漏えい要求行為
 - ④ 入札参加者についての公表前における情報漏えい要求行為
 - ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、事業者等への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為
- (9) 要求行為
陳情、要請、要望、意見等の名称及び口頭、電子メール等の形態を問わない意思表示をいい、次に掲げるものを除く。
 - ① 入札公告等に基づく設計図書に関する質問
 - ② 業界団体等各種団体の意思決定に基づき作成された、発注事務全般に関する意見書、要望書等
 - ③ 公表若しくは公開された資料の請求又は事実の照会若しくは確認
 - ④ 法令等により認められた権利の行使(職員のコンプライアンス)

第3条 職員は、関係法令及び「三重県職員倫理規程」を遵守しなければならない。

2 所属長は、職員に対し、発注事務に係る関係法令の遵守及び綱紀保持に関する意識の高揚を図るため、必要な研修、講習等の充実に努めなければならない。

(発注事務に関する秘密の保持)

第4条 発注事務担当職員は、公開前の予定価格等その他の発注事務に関する秘密を保持しなければならない。

2 発注事務担当職員は、自ら担当する発注事務の秘密を業務上知り得る立場にある職員以外の者に教示してはならない。

3 発注事務担当職員は、発注事務の秘密に関する書類等の保管を厳格に取り扱うとともに、当該書類等を庁外に持ち出し、送付し(電磁的方法によるものを含む。)、その他これらに類することを行ってはならない。ただし、やむを得ない理由があるものとして、所属長又は上位の職にある者の承諾を得た場合は、この限りではない。

4 発注事務担当職員は、発注事務の一部を他の者に委託する場合には、委託中における発注事務に関する情報の適切な管理、秘密の漏えいの防止等のため、前3項の規定に相当する契約条項を設ける等必要な措置を講じなければならない。

(事業者等への適切な対応)

第5条 職員は、事業者等と接する時は、公平かつ適正に行い、一部の事業者等が有利又は不利となるように取り扱ってはならない。

2 職員は、これまで関わってきた発注事務により得た知識を正当な理由なく漏らしてはならない。

3 職員は、事業者等との応接にあたっては、適切な場所において、県民の疑惑や不信を招くことのないよう対応するものとする。

4 所属長は、建設工事等の発注事務を担当する課等の執務室について、秘密の漏えいの防止を図るために必要な措置を講じるものとする。

(事業者等による不当な働きかけへの対応)

第6条 職員は、勤務時間の内外を問わず、事業者等からの不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けた場合は、当該事業者等に対して、応じられない旨及び当該行為が繰り返されるときは三重県不当要求行為対策要綱に規定する不当要求行為として取り扱う旨を伝えなければならない。

2 職員は、不当な働きかけを繰り返す事業者等に対し、当該不当な働きかけについて記録し、当該記録が三重県情報公開条例の規定に基づく開示請求の対象となること、及び当該事業者等が入札参加資格業者である場合

には資格（指名）停止措置となり得ることを説明するよう努めるものとする。

- 3 所属長は、当該不当な働きかけを受けた旨を関係する所属長に周知するとともに、三重県不当要求行為対策要綱に基づき対応するものとする。
- 4 不当な働きかけが、文書によらない要望等に関する取扱要領に規定する「一定の公職にある者等」により行われた場合には、同要領及びその運用に基づき報告するものとする。

（報告等）

第7条 職員は、発注事務に関し、他の職員が秘密漏えい、談合関与、賄賂授受、便宜供与を行っている等、この規程に抵触すると思料される事実を確認し、又は通報を受けたときは、速やかに三重県職員等公益通報取扱要綱又は三重県教育委員会職員等公益通報取扱要綱に基づき報告するものとする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

お 知 ら せ

令和6年3月26日付け三重県公報第501号に、教育委員会関係規則等が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年三月二十六日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子
三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則 三重県教育委員会規則 第一号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
<p>別表第二（第十一条の二関係） くき地学校級別指定表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="text-align: center;">学校名</th><th style="text-align: center;">級別区分</th></tr></thead><tbody><tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr><tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">一 級</td></tr><tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">一 級</td></tr><tr><td>南牟婁郡御浜町立尾呂志学園中学校</td><td></td></tr><tr><td>熊野市五郷学校給食共同調理場</td><td></td></tr></tbody></table> <p>備考 (略)</p>	学校名	級別区分	(略)	(略)	(略)	一 級	(略)	一 級	南牟婁郡御浜町立尾呂志学園中学校		熊野市五郷学校給食共同調理場		<p>別表第二（第十一条の二関係） くき地学校級別指定表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="text-align: center;">学校名</th><th style="text-align: center;">級別区分</th></tr></thead><tbody><tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr><tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">一 級</td></tr><tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">一 級</td></tr><tr><td>南牟婁郡御浜町立尾呂志学園中学校</td><td></td></tr></tbody></table> <p>備考 (略)</p>	学校名	級別区分	(略)	(略)	(略)	一 級	(略)	一 級	南牟婁郡御浜町立尾呂志学園中学校	
学校名	級別区分																						
(略)	(略)																						
(略)	一 級																						
(略)	一 級																						
南牟婁郡御浜町立尾呂志学園中学校																							
熊野市五郷学校給食共同調理場																							
学校名	級別区分																						
(略)	(略)																						
(略)	一 級																						
(略)	一 級																						
南牟婁郡御浜町立尾呂志学園中学校																							

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

三重県告示第232号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和6年3月26日

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱（昭和52年三重県告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表第3号の項（A）の欄から（C）の欄までを次のように改める。

体育大会負担（補助）金	学校体育・スポーツを普及及び振興することにより、生徒の心身の健全な発達を図る。	三重県高等学校総合体育大会、三重県中学校総合体育大会、東海高等学校総合体育大会、東海中学校総合体育大会、東海地区盲学校体育大会及び東海地区聾学校体育大会の開催に要する経費
-------------	---	---

別表第1の表第4号の項（A）の欄から（C）の欄までを次のように改める。

全国中学校体育大会中学生大会派遣費補助金	中学校体育連盟が主催する全国大会へ中学生を派遣することにより、スポーツ水準の向上を図る。	中学校体育連盟が主催する全国大会へ中学生を派遣するために要する経費
----------------------	--	-----------------------------------

別表第1の表第5号の項（A）の欄から（C）の欄までを次のように改める。

全国・ブロック高等学校等体育大会高校生等大会派遣費補助金	高等学校体育連盟等が主催又は共催する全国・ブロック大会に高校生等を派遣することにより、スポーツ水準の向上を図る。	高等学校体育連盟等が主催又は共催する全国・ブロック大会に高校生等を派遣するために要する経費
------------------------------	--	---

別表第1の表第6号の項（A）の欄から（E）の欄までを次のように改める。

全国・ブロック体育大会地域スポーツ団体引率者大会派遣費補助金	中学校体育連盟が主催する全国・ブロック大会への引率に係る旅費を地域スポーツ団体に補助することで、地域スポーツ活動の発展と充実、運動部活動の地域移行の推進を図る。	中学校体育連盟が主催する全国・ブロック大会に出場する生徒の参加に係る地域スポーツ団体の引率者を派遣するために要する経費	教育長が別に定める。	三重県中学校体育連盟
--------------------------------	--	---	------------	------------

別表第1の表第15号の項（B）の欄及び（C）の欄を次のように改める。

幼稚園等の教育に係る資料の電子化に必要なICT環境の整備を行うことにより、幼児教育の質の向上を図る。	教育に係る資料の電子化に必要なICT環境整備に要する経費
--	------------------------------

別表第1の表第24号の項（A）の欄から（C）の欄までを次のように改める。

公立学校情報機器整備事業費補助金	公立小中学校の1人1台端末の更新を進め、整備することにより、児童生徒の学習活動の一層の充実と学びの保障等を図る。	公立小中学校における1人1台端末の更新に係る経費
------------------	--	--------------------------

別表第1の表に次のように加える。

25	フリースクールで学ぶ子どもたちへの支援事業補助金	経済的な事情により学びを継続する機会を逸さないよう、県内のフリースクールで学ぶ子どもを支援する。	フリースクールの利用料に係る経費	教育長が別に定める。	県内公立小中学校及び県立学校に在籍する児童生徒、県立学校を中退した者及び
----	--------------------------	--	------------------	------------	--------------------------------------

					県内公立中学校を卒業後進路未決定者のうち、別に定める要件を満たすもの
26	部活動の地域移行スタートアップ補助金	市町における部活動の地域連携・地域移行に係る取組の推進を図る。	市町において実施する、部活動の地域連携・地域移行に係る事業に要する経費	教育長が別に定める。	市町及び一部事務組合
27	高等学校活性化事業移動費支援補助金	生徒の移動等に係る経費を補助することにより、県立南伊勢高等学校度会校舎における協働的な学びの機会を確保し、教育活動の活性化を図る。	移動等に係る経費	教育長が別に定める。	県立南伊勢高等学校南勢校舎に在籍する者のうち、別に定める要件を満たすもの

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

発 行
津市広明町13番地 三重県教育委員会